

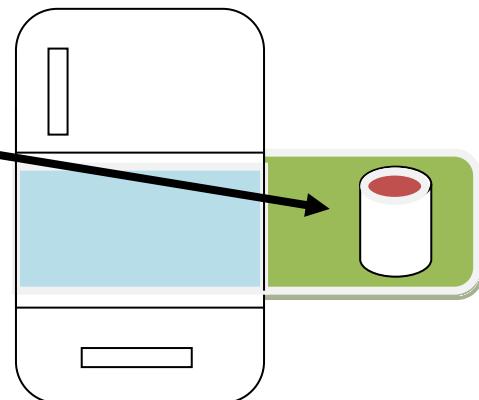
お願い

シール等は、救急隊が発見
しやすいように、定められた
場所に貼り付けましょう。



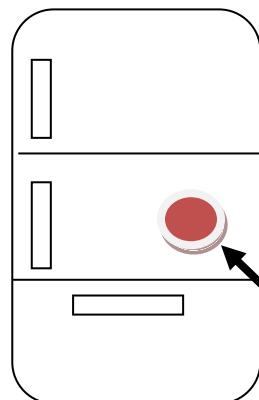
キットの保管場所

冷蔵庫の中

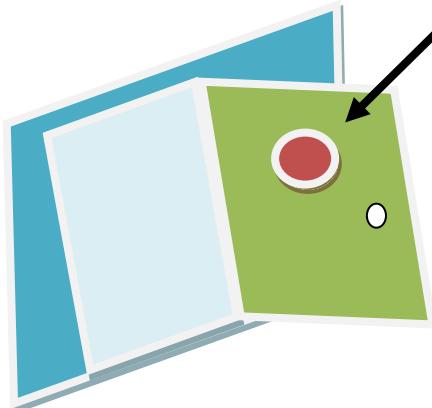


シール等の貼付場所

磁石：冷蔵庫の扉



ステッカー：玄関ドアの内側上部



※引き戸の場合

内側の鴨居上部



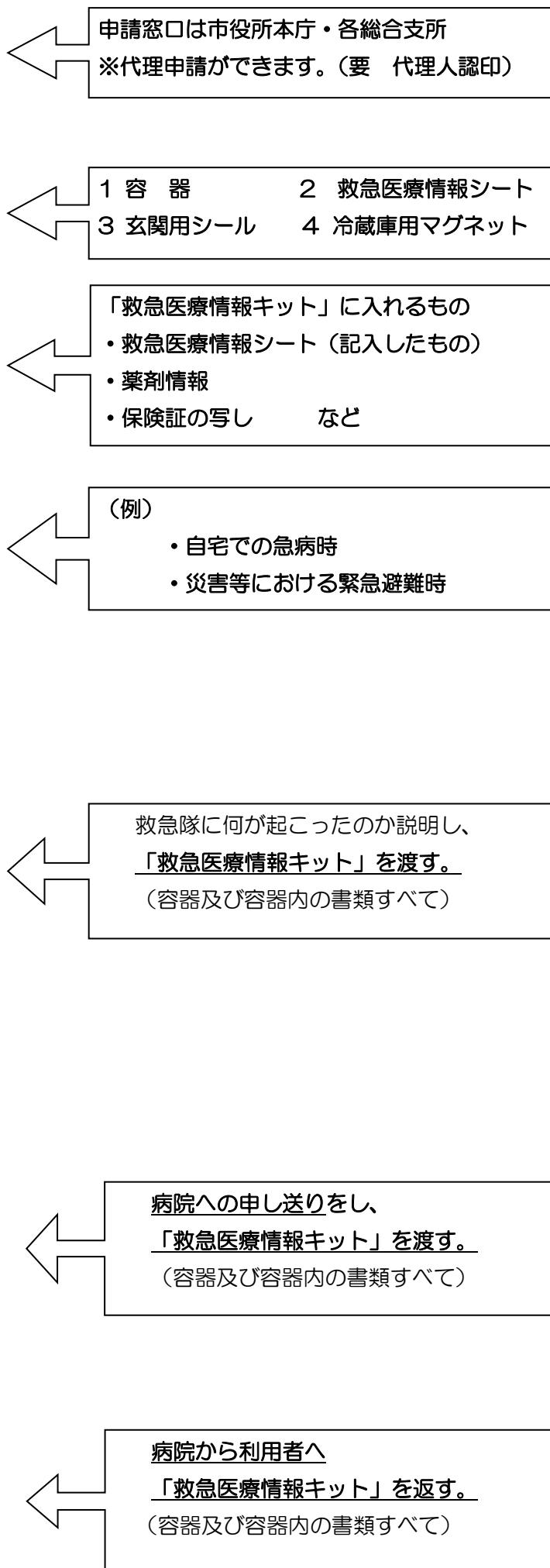
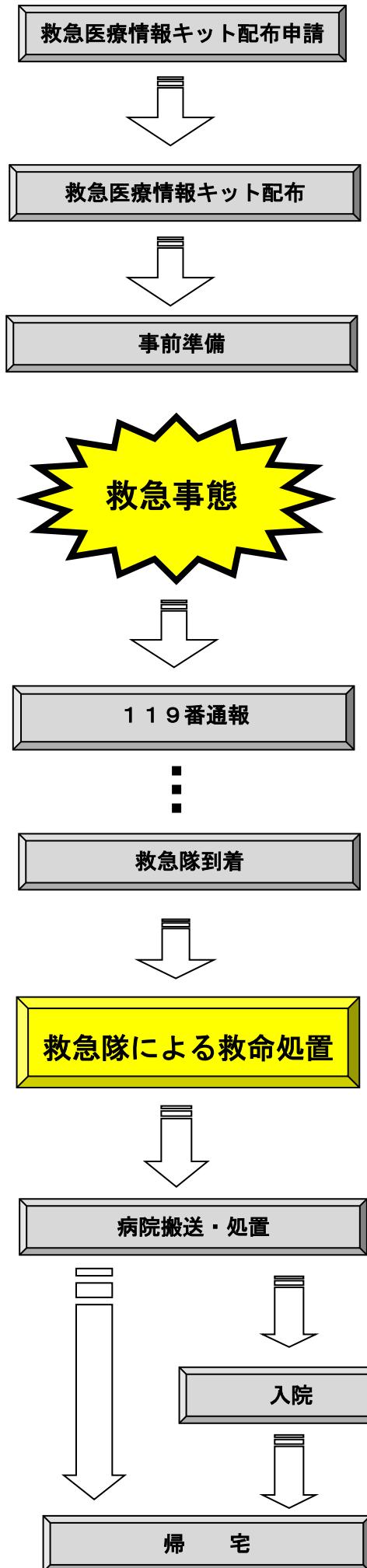


【救急医療情報キット】とは？



高齢者等の安全・安心を確保することを目的に「かかりつけ医」や「薬剤情報」といった医療情報と「保険証の写し」などの情報を専用の容器に入れ、自宅に保管しておくことで、万一の救急時に備えるものです。

救急医療情報キット活用の流れ



救急医療情報キットをご利用にあたっては、
以下の点をご了承ください。

- 玄関ドア等にステッカーが貼られている場合は、本人及び同居人等の同意を得ることなく、救急隊が冷蔵庫を開けて救急医療情報キットを取り出すことがあります。
- 救急医療情報キットは、救急隊が救急活動に必要と判断した場合に活用します。そのため、救急医療情報キットの保持者であることがわかつている場合でも、その救急活動によっては活用されない場合があります。
- 救急活動において、搬送先の医療機関を決める場合、本人の状態によつては、救急医療情報キットの記載された「かかりつけ医療機関」に搬送されない場合があります。また、「救急隊への伝言について」に関しても必ずしも、その伝言を実行できるものではありません。
- 救急医療情報キットの保有状況について、民生委員等に情報提供する場合があります。

●お問い合わせ先

本 庁 高齢福祉課	☎ 0994-31-1116
輝北総合支所 住民サービス課	☎ 099-486-1111
串良総合支所 住民サービス課	☎ 0994-63-3111
吾平総合支所 住民サービス課	☎ 0994-58-7111